

奈良市協働のQ&A

vol.22

協働で事業を行うことを考えた時、「途中でトラブルが起こったら…」、「協働の相手と意見が対立したら…」等、気になることが沢山でてくると思います。今回は、そんな協働事業途中の気になる疑問について、4問一挙にお届けします。



Q32 協働内容と経過は公開されるの？

A32

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」において、市の各部署が行っている協働事業の評価と次年度の計画を、ホームページで公開しているよ！

(くらし>市民活動>市民参画・協働>市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

また、推進計画に掲載されていない協働事業でも、公正性や透明性を保つという視点から、市役所の中だけではなく、市民へ向けて説明責任を果たすことが必要なので、可能な限り公開しよう。

「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」記載事項

- 予算
- 達成目標
- 事業概要
- PDCAサイクル
- 協働の相手・形態
- 今後の課題 など

事業ごとに1ページずつ記載されてるよ！毎年各課の取り組みを公開してるんだ。



Q34 協働事業で持ち上がった法的な問題は どう処理すればいいの？

A34

事業中に思わぬ問題が起こった場合は、その事業の根拠となる法に則って解決を図ることが原則だよ。

そのために、協働協定書などで、それぞれの責任範囲を明確にしておくことが重要なんだ。協働事業を進めていくなかで、起こる可能性がある問題については、事前に対処法を協議しておき、決めておいた責任の範囲に基づいて処理しよう。

協働協定書

事前に協議しておくポイント！

- 責任の範囲
- 起こりうる問題の対処法

Q33 お互いの意見が対立する場合は、どう調整すればいいの？

A33

意見が対立している点をはっきりさせたいので、協働の相手と協議しよう。協議するなかで、事業の目的である市民の利益にもっとも効果的な方法を一緒に考えて、協働協定書などを作成しよう。



Q35 協働途中で協働事業の目的・方向性が変わった場合や 中止の必要性が出てきた場合はどう解決すればいいの？

A35

協働の相手とは、事業の進捗に合わせて綿密に協議を行おう。そのうえで目的や方向性が変わった場合は、もう一度協議したうえで、必要に応じて目標を修正して、共有していくことが大切だよ。

ただし、あくまでも協働そのものではなく、協働によって得られる成果が目的だから、協働で事業を行っていても本来の目的が達成できないという場合は、中止という判断をすることももあるよ。

事業の本来の目的を忘れないようにしなくちゃいけないね。



事業の途中で起こりうることについては、前もって協議しておくことが大事なんだね。もし予期しないことが起こっても、事業の目的である市民の利益を考えて解決しよう！

NEXT!

Q36 複数の相手との協働や、事業途中での協働の相手先の変更はできるの？

…事業の途中で相手が増えたり、相手が変わったりって…あり？

